

平成27年10月27日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

山王株式会社
熊本県熊本市東区戸島西5-5-57

2. 指名停止措置期間

平成27年10月27日から平成28年1月26日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

山王株式会社は、東北地方整備局仙台河川国道事務所発注「常温合材購入単価契約」の一般競争入札において、平成27年8月28日、落札者に決定されたが、過失により入札金額を誤ったとして、平成27年9月2日付けで、当該案件について契約辞退届を提出した。このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾・空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当し、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するとして、東北地方整備局より3ヶ月の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第2第13号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不誠実な行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

東 北 森 林 管 理 局

秋 田 県 秋 田 市 中 通 5 - 9 - 1 6

総 務 企 画 部 経 理 課 長 細 田 雄 一 電 話 018-836-2070